

死亡届出後の主な手続きについて

本紙は、ご家族等がお亡くなりになったときの主なお手続きのご案内です。

手続きを行う際は、各項目に該当する「お持ちいただくもの」をご持参の上、各窓口にて手続きをお願いいたします。手続きの内容により、印鑑(朱肉使用)や委任状を必要とする場合があります。その他、本人確認書類(運転免許証等)をご用意ください。

なお、下記の一覧表は概要となっております。詳細については、各担当にお問い合わせください。

裏面の下段に、亡くなられた方の戸籍関係書類の取得に関するご案内があります。

【お問合せ】 茨城町役場 ☎ 029-292-1111(代表)

	手続きの対象となる方	手続きの内容(方法)	お持ちいただくもの	担当窓口
住民登録	印鑑登録をしていた方	印鑑登録証の返還	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	町民課 〔①番窓口〕 内線 101
	マイナンバーカードを持っていた方	カードの返還	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	
子ども	児童手当等を受給していた方	内容等により手続きが異なりますので、担当窓口までお問い合わせください。		こども課 〔②番窓口〕 内線 114
	児童が保育所へ入所していた方	保護者変更手続き		
福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた方	手帳の返還	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課 〔③番窓口〕 内線 112 113
介護	介護保険被保険者(65歳以上)の方	介護保険被保険者証の返還	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 金融機関の口座番号(相続人代表者)	長寿福祉課 〔④番窓口〕 内線 126 127
	介護保険サービスを受けていた方	負担割合証の返還	<input type="checkbox"/> 負担割合証	
保険	国民健康保険 または 後期高齢者医療保険に加入していた方	保険証の返還 葬祭費の申請 相続人代表者の届出	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(世帯主死亡時は全員分)または後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 喪主の確認ができる書類(会葬礼状等) <input type="checkbox"/> 銀行等の口座番号の分かるもの(喪主及び相続人代表者)	保険課 〔⑤番窓口〕 内線 121 123 保険課窓口の 発券機で
年金	国民年金に加入 または 国民年金を受給していた方	資格喪失手続き 未支給年金の請求 遺族年金の請求等	担当窓口までお問い合わせください。 ※手続きにより必要書類が異なります。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">町民課から案内された方</div> の番号札をお取りください
	厚生年金、共済年金などを受給していた方	保険課、年金事務所(☎ 029-227-3253)までお問い合わせください。		
マル福	マル福受給者証を持っていた方	受給者証の返還	<input type="checkbox"/> マル福受給者証	
税金	固定資産税、軽自動車税、町県民税、国民健康保険税を口座振替によって納付していた方	口座振替解約届		税務課 〔⑥番窓口〕 内線 137
	固定資産税、軽自動車税、町県民税、国民健康保険税を納付していた方 または 未納がある方	納付 または 納税相談		

	手続きの対象となる方	手続きの内容(方法)	お持ちいただくもの	担当窓口
税金	125cc以下のバイク、小型特殊自動車(トラクター等)を所有していた方 ※125cc超のバイク、普通自動車は茨城運輸支局 (☎ 050-5540-2017) 軽自動車は 軽自動車検査協会茨城事務所 (☎ 050-3816-3105) にお問い合わせください。	廃車 または 名義変更	廃車 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 名義変更 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 譲渡証明書 ・ <u>新所有者の印鑑</u> をお持ちください。	税務課 〔⑥番窓口〕 内線 134
	固定資産(土地、家屋)を所有していた方	相続人代表者指定届	<input type="checkbox"/> 申請者の身分証明書	内線 132
	町県民税を納付していた方	納付 または 納付方法変更		内線 133
その他	森林の土地(山林)を所有していた方	森林の土地の 所有者届	<input type="checkbox"/> 当該土地の権利取得の書類(土地の権利書・登記事項証明書の写し等) <input type="checkbox"/> 当該土地の位置図	農業政策課 〔⑦番窓口〕 内線 166
	農地(田、畑)を所有していた方	農地の相続届出 (※相続登記後に届出)	<input type="checkbox"/> 相続された農地の所有者と地番の分かる書類(写し可)	農業委員会 〔⑧番窓口〕 内線 156
	農業者年金を受給していた方	手続き先が下記金融機関となりますので、お問い合わせください。 JA水戸いばらき支店 ☎ 029-292-0011		
	犬の登録をしていた方	犬の所有者住所等変更届		みどり環境課 〔⑨番窓口〕 内線 178
	上下水道の所有者・使用者名義だった方	所有者・使用者変更		水道お客様センター (長岡 3924-2) ☎ 292-0235
	上下水道料金を口座振替によって納付していた方	口座振替依頼書 (金融機関)	<input type="checkbox"/> 口座届出印 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> お客様番号(「上下水道使用量のお知らせ」に記載)	
	農業集落排水の受益者・使用者名義だった方・人員の変更がある方	受益者・使用者変更 使用人員変更申請等		
公共下水道受益者負担金を分割で納付していた方	受益者変更		下水道課 〔⑩番窓口〕 内線 149	
農業集落排水使用料を口座振替によって納付していた方	口座振替依頼書 (金融機関)	<input type="checkbox"/> 口座届出印 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 排水番号(「使用料決定通知書」に記載)		

※ 戸籍謄本等の取得について【町民課】

死亡された方の本籍が茨城町にあって茨城町へ死亡届出された場合に、死亡記載された戸籍謄本等の発行は、死亡届を提出してからおおむね4～7日後(土日、祝休日を除く。)となりますので、ご了承ください。

なお、本籍が他市町村の方は、該当する市町村にお問い合わせください。